

自動とりまとめ定期預金規定

1【定義】

- (1) 自動とりまとめ定期預金（以下「この預金」といいます。）とは、この預金口座に後記 5 に定める方法により定期預金を受入れ、また、この預金口座に受入れられた各定期預金（以下「個別預金」といいます。）を後記 6 に定める方法によりとりまとめ日に自動的にとりまとめ合算し、次回とりまとめ日を満期日とする定期預金としてこの預金口座内で継続するものです。
- (2) 前記(1)のとりまとめ日は、この預金口座を開設する際に合意により指定された日を初回とりまとめ日、初回とりまとめ日からこの預金を開設する際に合意により指定されたとりまとめ期間を経過した応当日を第 2 回とりまとめ日とし、第 3 回以降も同様とします。

2【取扱対象定期預金】

- (1) 個別預金の対象となる預金は、自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金とします。
- (2) 前記(1)の各定期預金について、この規定に定めのない事項に関しては、自由金利型定期預金(M型)規定および自由金利型定期預金規定により取扱います。

3【預金の預入れ等】

この預金の預入れは、口座振替のほか現金、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）により預入れることができます。

毎月口座振替の方法により預入れる場合は、1 回あたり 1,000 円（この預金を総合口座取引に組み込んで利用する場合は 1 回あたり 10,000 円）以上とし、現金、小切手その他の証券類により預入れる場合は、必ず通帳をお持ちください。

4【口座振替による預入れ】

- (1) 振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された預金振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替払出口座が総合口座取引の普通預金口座の場合で口座振替に際し、貸越金が発生または増加するときは、通知することなくその月の口座振替を行いません。
- (2) 振替払出口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合は、あらかじめ当行所定の書面によって当店に届出てください。

5【新規受入れの個別預金の期間、種類】

- (1) 新たに預入れられる個別預金は、預入日以降最初に到来するとりまとめ日を満期日とします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、預入日から預入日以降最初に到来するとりまとめ日までの期間が、当該個別預金に対する当行所定の最低預入期間に満たない場合は、次回とりまとめ日を満期日とします。
- (3) 新たに預入れられる個別預金の種類は、当行所定の基準により受入可能な定期預金のうち、預入日当日における当行所定の利率が最も高いものとします。ただし、この利率が同一の場合には、当行所定の方法により取扱います。

6【とりまとめの方法】

- (1) この預金のうち満期日が同一の個別預金は、全てその満期日すなわちとりまとめ日にその元金を自動的にとりまとめ、次回とりまとめ日を満期日とする定期預金に継続します。この場合、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出は不要なものとして取扱います。
- (2) とりまとめ後の定期預金の種類は、当行所定の基準により受入可能な定期預金のうち、とりまとめ日当日における当行所定の利率が最も高いものとします。ただし、この利率が同一となる場合は、当行所定の方法により取扱います。
- (3) 振替受取口座および振替受取金額の指定がある場合には、前記(1)および(2)にかかわらず、とりまとめ日に次の通り取扱います。

振替受取金額を「全額」とする旨の指定がある場合、この預金のうち満期日が同一の

個別預金は、全てその満期日すなわちとりまとめ日にその元利金を自動的にとりまとめ、そのとりまとめた元利合計額全額を、振替受取口座へ自動的に入金します。

振替受取金額を「一部金額」とする旨の指定がある場合、この預金のうち満期日が同一の個別預金は、全てその満期日すなわちとりまとめ日にその元利金を自動的にとりまとめ、そのとりまとめた元利合計額のうち、振替受取金額を振替受取口座へ自動的に入金し、その残額を次回とりまとめ日を満期日とする定期預金に継続します。ただし、とりまとめた元利合計額が振替受取金額に満たない場合は、とりまとめた元利合計額全額を振替受取口座へ入金します。

前記 および の場合とも、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出は不要なものとして取扱います。

7【目標日】

- (1) この預金については、この預金口座を開設する際に契約期限日（以下「目標日」といいます。）を合意により指定することができます。目標日の指定がない限り、この預金に個別預金を受入れ、とりまとめ日に個別預金をとりまとめてこの預金口座内で継続します。
- (2) 目標日が指定された場合には、目標日以降は、新たに個別預金の預入れをすることはできません。また、目標日以降は個別預金についてとりまとめ、継続等の取扱を停止します。なお、「振替受取口座」の指定がある場合には、目標日に全ての個別預金を自動的に解約し元利金を振替受取口座へ入金します。この場合、この預金口座の通帳をただちに当行に提出してください。
- (3) 目標日が指定された場合には、目標日の直前のとりまとめ日（以下「最終応当日」といいます。）を最終とりまとめ日とし、前記6に定める方法により個別預金を自動的にとりまとめ、目標日を満期日とする定期預金に継続します。ただし、最終応当日から目標日までの期間が、前記2に定める定期預金に対する当行所定の最低預入期間のいずれかより短い場合には、最終応当日の直前のとりまとめ日を最終とりまとめ日とします。
- (4) 目標日が指定された場合において、新たに預入れられる個別預金の預入日から最終とりまとめ日までの期間が、当該個別預金に対する当行所定の最低預入期間に満たない場合は、前記5にかかわらず目標日を満期日とします。
また、最終とりまとめ日の翌日以降、新たに預入れられる個別預金についても同様とします。ただし、預入日から目標日までの期間が当該個別預金に対する当行所定の最低預入期間に満たない場合には、この預金口座への預入れはできません。

8【利息】

- (1) 個別預金についての満期日前の解約、満期日解約、および満期日以降の解約等に関する利息計算については、それぞれの規定により取扱います。
- (2) 個別預金について中間払利息が発生する場合には、その利息は前記5および7に定める方法により新たな個別預金としてこの預金に預入れられたものとして取扱います。

9【個別預金のとりまとめ停止】

個別預金についてとりまとめ停止の申出があった場合には、満期日以降に当該個別預金の元金および利息を支払います。この場合、届出または登録の印章（または署名・暗証）により当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）し、または当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。

10【預金の解約】

- (1) この預金または個別預金を解約するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。

11【預金通帳記載内容】

通帳には、口座振替または店頭での預入れの場合の定期預金種別、入金額、利率および残高等を記載します。

12【届出事項の変更、通帳の再発行】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

13【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14【印鑑照合等】

- (1) この預金の届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）については、各定期預金の種別にかかわらず共通の届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）として取扱います。
- (2) 払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。また、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他当行所定の手続の取扱いをした場合、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

15【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

16【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、個別預金が満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合に

は預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前記 の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

前記 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

個別預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17【通知等】

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18【総合口座定期預金】

- (1) 目標日および振替受取口座のいずれも指定されていない場合、または総合口座普通預金口座が振替受取口座として指定されている場合は、この預金を総合口座取引の定期預金として利用することができます。この場合、全ての個別預金が当座貸越の担保として総合口座取引に組み込まれるものとし、とりまとめ後の個別預金も同様とします。

- (2) 前記(1)の場合、この規定に定めのない事項に関しては、総合口座取引規定ならびに総合口座取引追加規定が適用されます。

19【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2018年9月18日現在)